県教育委員会による「いじめ対策総点検」が実施されました

平成30年12月12日(水)、本校にて、新潟県教育委員会による「いじめ対策総点検」が以下のように行われました。なお、本校では「いじめ対策総点検」実施後の職員会議において、全教職員に対して点検の様子を報告するとともに、教育委員会による指導の周知・徹底を図りました。

1 日 時 平成30年12月12日 (水) 10時00分~12時30分

2 場 所 本校 会議室等

3 参加者 高等学校教育課 3名

校 長

教 頭 (いじめ等防止委員長)

生徒指導主事 (いじめ等防止副委員長)

1 学年主任 (いじめ等防止委員)

2 学年主任 (いじめ等防止委員)

3 学年主任 (いじめ等防止委員)

保 健 主 事 (いじめ等防止委員)

養 護 教 諭 (いじめ等防止委員)

4 日 程 (1) 10:00~11:00

本校におけるいじめの対応を、教育委員会の方が被害者役となってい じめを訴え、本校教職員がどのように生徒から話を聞き、どのように生 徒の安全を確保し、どのような報告に関する連携が行われ、本校の「い じめ等防止委員会」に伝わり、組織的な対応がなされるかのグループワ ークを実施

(2) $11:00 \sim 12:00$

グループワークに関する協議、県教育委員会による指導

(3) 12:00~12:30 書類点検

本校のいじめ未然防止のための生徒・保護者向け配付物や、いじめ認 知のための生徒・保護者用アンケート等の点検

5 指 導

- (1) 本校のいじめ事案に係る対応
 - ① 丁寧な聞き取りや、スムーズな指示系統など、概ね良好であった。
 - ② SNSによるいじめでは画面自体を証拠として残すことが大切である。
 - ③ 「いじめ」に係る事案の情報共有は、必要に応じて職員朝会時に行う。予め 教科担当者や部活動顧問などへ伝えておくことも必要である。
- (2) いじめ事案について
 - ① 「新潟県いじめ防止対策基本方針」の「いじめの定義(「児童等に対して、

当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む) であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」)」に則って認知をしてもらいたい。

- ② 「いじめ」を認知しても「いじめ」という言葉を使わず指導することもあり得る。「いじめ」=「特別指導」ではない。その事案・程度によって、しかるべき指導を十分検討してもらいたい。
- ③ 自殺・不登校を予防するためにも積極的に「いじめ認知」を行い、丁寧な指導を心掛けてもらいたい。